

この他に平常の租庸調があることを考へると、農民の負担は想像を絶するものであったとみられる。働いても働くても際限のない状態は農民の勤労意欲を失わせ、農業生産力の減退、ひいては律令財政の基盤を危くするものであり、こうした状況が全国的に広まつていったのが平安時代である。律令制度はこうして衰退していくのであるが、具体的に玉村町についての資料はない。

第四節 律令制下の玉村町の遺跡

一般の人々の暮らしを示す遺跡は多くは集落調査によつて確認される。前章で古墳時代前期の集落を中心にしてみたが、古墳時代中期から後期にかけての調査例はほとんどない。勿論、後期古墳が盛行する玉村町では当然そうした遺跡は今後発見されるであろう。

ここでは律令制下に移行する時期も含めて上之手八王子遺跡における調査例を紹介し、一般の人々の暮らしについてみてみたい。

上之手八王子 遺跡 昭和六十三年九月から平成元年三月までの間、上之手住宅団地造成に先立つ発掘調査が実施された。

調査面積四万平方メートルに及ぶ調査は洪積台地と冲積地にまたがる範囲で、前者では住居跡や建物跡、

後者では浅間の火山灰に埋まつた水田跡を検出した。その他に烟とみられる足跡の痕跡がある部分も検出された。

これらのうち、古墳時代前期の遺構を除く部分について整理すると表8のようになる。

表8 上之手八王子遺跡・遺構時期別表

世紀	時期	竪穴住居	掘立柱建物	井戸	土塙	溝等
7	後	4				
	前	16		3		
	中	15		2		
8	後	25		1	1	5
	前	30		1	4	1
	中	42		2	1	
9	後	16		2	2	
	前	5				
	中	5				
10	後	3				
	前	2				
	中					
11	前					
計		163	14	6	13	8

竪穴住居の変遷

まず中心となる竪穴住居の時期による変遷を大まかにたどつてみたい。時期の認定に当つては出土土器の形態・技法などの面から行つた。

七世紀後半、北東住居跡群の中心的な住居跡である。本群中最大規模をもち、一辺五・二八メートルの方形で、やや西にふれた主軸方向をもつB区一七号住居を取り上げた。

住居は古墳時代の特徴を継続し、主柱穴四本、カマド、貯蔵穴をもつ。主柱穴は対角線上にのる形で角から一・

四メートルほどの位置と安定している。柱穴の径は〇・五メートルで深さ〇・七メートルをはかる。

カマドは東壁中央からやや南に寄つた位置にあり、粘土の馬蹄形の袖は壁の内側の住居内に張り出している。焚口幅〇・五メートル、奥行き〇・六メートルと大型である。床面はやや奥にいくに従い上り勾配をみせている。かなり強く焼けており、この頻度が高かつたことを示している。煙道部は壁外まで延びることはないが、上土を削らない段階では少し外部まで延びていたかも知れない。